

生駒市条例第2号

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月15日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険税条例（平成12年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第3条第1項中「100分の7.4」を「100分の7.64」に改める。

第4条中「26,600円」を「27,600円」に改める。

第5条第1号中「24,500円」を「20,000円」に改め、同条第2号中「12,250円」を「10,000円」に改め、同条第3号中「18,375円」を「15,000円」に改める。

第6条中「100分の3.0」を「100分の3.27」に改める。

第7条中「10,200円」を「11,500円」に改める。

第8条第1号中「8,200円」を「8,400円」に改め、同条第2号中「4,100円」を「4,200円」に改め、同条第3号中「6,150円」を「6,300円」に改める。

第9条中「100分の3.0」を「100分の3.03」に改める。

第10条中「17,800円」を「16,900円」に改める。

第23条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第1号ア中「18,620円」を「19,320円」に改め、同号イ（ア）中「17,150円」を「14,000円」に改め、同号イ（イ）中「8,575円」を「7,000円」に改め、同号イ（ウ）中「12,863円」を「10,500円」に改め、

同号ウ中「7, 140円」を「8, 050円」に改め、同号エ（ア）中「5, 740円」を「5, 880円」に改め、同号エ（イ）中「2, 870円」を「2, 940円」に改め、同号エ（ウ）中「4, 305円」を「4, 410円」に改め、同号オ中「12, 460円」を「11, 830円」に改め、同項第2号ア中「13, 300円」を「13, 800円」に改め、同号イ（ア）中「12, 250円」を「10, 000円」に改め、同号イ（イ）中「6, 125円」を「5, 000円」に改め、同号イ（ウ）中「9, 188円」を「7, 500円」に改め、同号ウ中「5, 100円」を「5, 750円」に改め、同号エ（ア）中「4, 100円」を「4, 200円」に改め、同号エ（イ）中「2, 050円」を「2, 100円」に改め、同号エ（ウ）中「3, 075円」を「3, 150円」に改め、同号オ中「8, 900円」を「8, 450円」に改め、同項第3号ア中「5, 320円」を「5, 520円」に改め、同号イ（ア）中「4, 900円」を「4, 000円」に改め、同号イ（イ）中「2, 450円」を「2, 000円」に改め、同号イ（ウ）中「3, 675円」を「3, 000円」に改め、同号ウ中「2, 040円」を「2, 300円」に改め、同号エ（ア）中「1, 640円」を「1, 680円」に改め、同号エ（イ）中「820円」を「840円」に改め、同号エ（ウ）中「1, 230円」を「1, 260円」に改め、同号オ中「3, 560円」を「3, 380円」に改め、同条第2項第1号ア中「3, 990円」を「4, 140円」に改め、同号イ中「6, 650円」を「6, 900円」に改め、同号ウ中「10, 640円」を「11, 040円」に改め、同号エ中「13, 300円」を「13, 800円」に改め、同項第2号ア中「1, 530円」を「1, 725円」に改め、同号イ中「2, 550円」を「2, 875円」に改め、同号ウ中「4, 080円」を「4, 600円」に改め、同号エ中「5, 100円」を「5, 750円」に改める。

第26条第3項中「納期限」を「別に定める期日」に改め、同項ただし書を削

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。